

本施設と既存施設の整理と役割分担

種別	設備種類(提案による)	業務	契約～試運転開始まで	試運転以降
本施設	(新設) ・前処理設備／・前処理設備(生ごみ) ・メタン発酵槽／・一次精製／・ガスホルダ ・汚泥洗浄槽／・利活用のための設備	維持管理	—	選定事業者
		修繕		
		大規模修繕		
	(供用開始時更新) ・汚泥脱水機 ・機械濃縮	維持管理	市／更新後は選定事業者	選定事業者 ※既存施設を試運転に使用する場合は既存施設も選定事業者
修繕				
	大規模修繕	運営に支障がないことを条件に撤去可能	撤去可能	
既存施設	(既存施設) 維持管理対象施設のうち、更新対象外の施設 (要求水準書別紙 11 参照) ・汚泥処理棟／・乾燥機棟 ・乾燥汚泥ケーキ棟／・重力濃縮棟 ・汚泥処理施設／・重力濃縮槽／ ・汚泥投入設備 等	維持管理	市	選定事業者
		修繕		
		大規模修繕		

汚泥乾燥機 1号機、2号機 (更新する場合)

種別	設備種類	業務	契約～試運転開始まで	1号機：H29年度まで 2号機：H33年度まで	1号機：H29年度後 2号機：H33年度後
既存施設	汚泥乾燥機 (更新後の本施設)	維持管理	—	選定事業者 ※別敷地に先行設置する場合	選定事業者 ※設置時期は提案による
		修繕			
		大規模修繕			
更新後は本施設	汚泥乾燥機 (既存施設)	維持管理	市	選定事業者 選定事業者 ※使用しない場合は不要	選定事業者 ※撤去まで
		修繕			
		大規模修繕			
		既存施設の撤去		撤去不可	

汚泥乾燥機 1号機、2号機 (更新せず使い続ける場合)

種別	設備種類	業務	契約～試運転開始まで	1号機：H29年度まで 2号機：H33年度まで	1号機：H29年度後 2号機：H33年度後
既存施設	汚泥乾燥機 (既存施設)	維持管理	市	選定事業者	選定事業者
		修繕			
		大規模修繕	選定事業者		
		既存施設の撤去	撤去不可 (契約終了時も撤去は不要)		

本施設：新設または更新後の施設

既存施設：選定事業者が維持管理を実施する施設のうち、更新対象外の施設又は更新前の施設